

農地法に基づく申請書等の押印省略 申請者の本人確認について

「農地法関係事務処理の手引」（福島県農業担い手課）の一部改正により、農地法に基づく各種申請書等における申請者等の押印を省略できるようになりました。新しい様式については、市ホームページよりダウンロードしてご利用ください。あわせて、押印を省略する場合については、申請者全員（法人を除く）の本人確認書類の写しの添付をお願いいたします。なお、これまでと同様、押印された申請書等を提出することも可能です。

また、当委員会が発行する許可指令書や証明書等についても一部押印を省略いたします。

ご不明な点については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

《押印が省略された申請書等を提出する際の注意事項》

①申請者全員（法人を除く）の本人確認書類の写しの添付が必要となります。

※法人については、履歴事項全部証明書及び定款等の添付が別途必要となります。

②申請書等において補正事項等があった場合、原則書類の差し替えによる対応となります。

③代理申請等において作成される書類（委任状）については、押印された書類等の提出をお願いいたします。

※許可指令書や証明書等の窓口交付時についても、これまで通り受領印の押印をお願いいたします。

《様式のダウンロード先》

福島市公式ホームページ>申請書ダウンロード>しごと・産業>農林業>農業委員会

問い合わせ先：福島市農業委員会事務局 TEL 0 2 4 - 5 2 5 - 3 7 7 9 【直通】